

北九州市立大学法政論集第五一巻第三・四合併号（二〇二四年三月）抜刷

論 説

負担付遺贈取消規定の類推適用に関する裁判例二題

小野
憲
昭

論 説

負担付遺贈取消規定の類推適用に関する裁判例二題

小 野 憲 昭

一 はじめに

負担の不履行に、負担付遺贈の取消について定める民法一〇二七条が類推適用されるとして、「相続させる」旨の遺言の取消の可否が争われた裁判例が報告されるようになってきた。東京家裁立川支部平成三〇年一月一九日審判（以下【裁判例一】という。）及び、仙台高裁令和二年六月二一日決定（以下【裁判例二】という。）がそれである。負担の不履行を理由に遺言の取消を求めた裁判例が公表されるのはめずらしいし、取消の対象となった遺言が「相続させる」旨の遺言というのは初めてである。

【裁判例一】【裁判例二】ともに、民法一〇二七条の規定は「相続させる」旨の遺言へ類推適用されるとしなが

らも、取消の申立を却下して遺言の取消を認めなかった。いずれの判断も妥当な判断であると思われるし、その判断におそらく異論はないものと思われるが、今後増加が予想される事案である。そのため、これら二件の裁判例を理解するのに必要な範囲で、問題点とこれまでの議論を私なりに整理しておこうと思った。これが本稿執筆の動機である。

(1) これまでに公表されている裁判例は、宇都宮家裁栃木支部昭和四三年八月一日審判家月二〇卷一・二頁一〇二頁だけのようである。事案は、被相続人Aは、自己所有建物をY（相手方）（ママ）に遺贈する旨の公正証書遺言を作成して死亡したが、遺言の末尾に「遺言者が死亡したのちの遺言者の祭祀は受遺者であるYにお願います」との記載があった。Yが遺贈を原因として建物の所有権移転登記をしたのに対して、Aの養子であったXら（申立人）が、本件遺言はYにAの祭祀をなすよう義務を課した負担付遺贈であり、Aの葬儀費用を負担しないのは義務違反であると主張して、義務の履行を求めて催告したが、Yがこれに応じないので遺言の取消を求めたというものであった。宇都宮家裁栃木支部は、負担付遺贈ではないと判断して申立てを却下した。「祖先の祭祀を主宰する者と指定された者は死者の遺産のうち系譜、祭具、墳墓のように祭祀に関係あるものの所有権を承継する（民法八九七条）ことがあるだけでそれ以上の法律上の効果がないものと解すべきである。すなわちその者は被相続人の道德的宗教的希望を託されたのみで祭祀を営むべき法律上の義務を負担するものではない。その者が祭祀を行うかどうかは一にかかってその者の個人的信仰や徳義に関することであってこれを行わないからといって法律上これを強制することはできない。……また祭祀を主宰する者と葬儀費用負担者とは別個の観念であって必ずしも一致するものではない」といっている。本件については、岡本和雄・金融法律事情一一〇九号二五頁以下 一九八五年、許末恵・家族法判例百選「第四版」一四四頁以下 一九八八年、松尾知子「負担付遺贈」判タ一一〇〇号四七二頁以下、常岡史子「共同相続人間の遺留分減殺請求と負担付遺贈に関する問題」判タ一三二七号二八頁以下 二〇一〇年、遠藤隆幸「講座 新・家族法研究ノート第三期 第二〇回負担付遺贈とその周辺」

月報司法書士五七六号 三八頁以下 二〇二〇年に紹介がある。

- (2) 【裁判例一】の評釈等として、佐々木健・月報司法書士五八〇号二五頁以下 二〇二〇年、小川恵・民商法雑誌一五四卷一号一六二頁以下 二〇二一年を、【裁判例二】の評釈等として、本山敦・月報司法書士六〇五号九〇頁以下 二〇二二年、松尾知子・民商法雑誌一五八卷六号一三八頁以下 二〇二三年、宮本誠子・私法判例リマックス六六号六六頁以下 二〇二三年をあげておくが、いずれも判断に好意的である。なお、松川正毅Ⅱ窪田充見編『別冊法学セミナ―新基本法コンメンタール【第二版】相続』二八三頁（久保野恵美子）日本評論社 二〇二三年、潮見佳男『詳解相続法【第二版】』六〇一頁 弘文堂 二〇二二年 参照。

二 裁判例の紹介

まず、二つの裁判例の事実関係と裁判所の判断を紹介しておこう。次のとおりである。

【裁判例一】東京家裁立川支部平成三〇年一月一九日審判（平成二九年（家）第六六六号遺言取消し申立事件）
—— 却下

〔事実〕 遺言者A（昭和四年生れ）は平成二八年一月三日に死亡し、妻B（大正一三年生れ）、A B間の長女C（受遺者）及び二女X（申立人）が、Aの相続人であった。

Aは、生前、Xとその夫Dに後を継いでもらいたいと考え、自ら望んで昭和六〇年からX家族とA B夫婦が各自二分の一の持分を有する土地建物（本件不動産）に居住していた。しかしながらA B夫婦とX D夫婦の関係は

次第に悪化し、Aは、Bに対し、Dには絶対に本件不動産を渡さない旨を述べるなどしていた。X D夫婦は、A B夫婦から本件不動産を出るよう言われ、平成一三年、本件不動産から出てA B夫婦と別居した。Aは、平成一四年にX D夫婦に絶縁状を送付し、両者の関係は断たれた。

A B夫婦は、X D夫婦との関係が悪くなったため本件不動産をCに残すこととし、司法書士らの専門家と相談した。そしてAは、公証人作成の平成一四年八月九日付け遺言公正証書第一条において、Yに本件不動産のAの持分全部を相続させ、ただし、Cは、その相続することの負担として、BがAの死亡時に存命中の場合、Bとともに本件不動産に居住してその生活の面倒を生涯に亘り見なければならぬ（同負担を、以下「本件負担」という。）という内容の本件遺言をした。同公正証書遺言には付言事項として、Aは、Xに生前に各別の利益を与えており、Xは、同公正証書記載の遺言について不満を述べるような立場にはないので、万一にも相続に関する紛争を起すようなことをしてはならない旨が記載されている。Bも、同日、Bの代わりに受益者をAとする以外はAの遺言と同様の内容の公正証書遺言をした。

A死亡後、CはBに対し、遺言の内容どおり、本件不動産に引越して来る旨を述べたが、Bは、長期間Aと二人で静かに気ままに暮らしていた生活が騒がしくなるのを嫌い、引越して来ないでほしいと述べた。そして、Bは、Cに対し、週五日Bと本件不動産で一緒に過ごし、残る二日はBと電話で連絡を取る程度でどうかと提案し、了解を得た。

Cは、その後、自宅に居住しつつ、週五日程度本件不動産に滞在してそのうち三日程度は同所に宿泊してBと過ごして家事を手伝うなどし、本件不動産を訪れないときには、頻繁に電話をしてBと話をしている。また、Cの夫Eも、概ね週一度の割合で本件不動産を訪れ、庭木の枝を切るなどしてBの生活を助けている。Bは、そうした援助体制に満足し、C E夫婦に感謝している。

なお、家庭裁判所調査官の実施した調査結果によると、Bは九六歳の高齢で、右耳に補聴器を付けているが、意思疎通や認知能力に問題はない。Bは、一人で掃除、買物、食事の支度、入浴、布団の上げ下げ、階段の昇降、バスの利用ができ、自転車にも乗ることができて日常生活に必要な行為を一通りこなすことができる。また、合唱に参加したりフラワーアレンジメントを習う等して、趣味を楽しんでいる。Bは、白内障等治療のために二、三カ月に一度眼科を受診し、膝痛治療のために二週間に一度内科を受審するなどしているが、健康状態は概ね良好である。Bは、身体がなまならないように家事は基本的に自ら行い、困ったことがあればCに相談している、とのことである。

Xは、Cに対し、本件遺言のとおりBと同居するよう催告しても履行されないと主張して、本件遺言の取消しを求めた。

〔裁判理由〕 「民法一〇二七条は、負担が履行されなければ遺贈することもないといえる場合に、負担を履行しないような者に対する遺贈は失効させることが負担付遺贈の実質や遺言をした者の意思に適合するとの趣旨から定められた規定と解される。そこで、本件において、受遺者からの本件負担の履行がなかったならば、遺言者は遺言をしなかったといえるかどうかにつき検討する。

まず、本件遺言……〔において〕、遺言者が受遺者に本件不動産を相続させるとともに本件負担を課して遺言者の妻との同居を求めた趣旨は、遺言者死亡後の遺言者の妻の生活を案じ、高齢である同人が安全快適に生活できるように配慮したものと解される。しかしながら、遺言者の妻は、一人で日常生活をこなすことができている、受遺者が本件負担記載のとおり同居することを望んでいない状態にある。そして受遺者は、遺言者の妻の希望に応じた態様で本件不動産に滞在、宿泊したり電話するなどして同人の生活を支えており、本件遺言の趣旨に沿った行為は受遺者によって誠実に実行されている。

また、受遺者は、遺言者の妻に対し、本件負担どおりに本件不動産に引越して同居することを申し出たところ、同人から拒絶されたもので、同居が実施されていないことにつき受遺者に帰責事由は存在しない。

さらに、「遺言者死亡後の状況」に鑑みれば、将来、遺言者の妻が独居生活困難となったときには、本件負担どおり、受遺者が同人と同居することが期待できる。

加えて、遺言者は、受遺者との関係は良好で、同人が本件不動産を相続することを望んでいたのに対し、申立人との関係は良好ではなく、同人が本件不動産を相続することを嫌っていたものであり、本件遺言を取り消すと、本件不動産は法定相続人に帰属することになって、申立人が取得する可能性が生じ、遺言者の遺志に反する事態が生じることになる。

これらによれば、受遺者からの本件負担の履行がなかったならば、遺言者は本件遺言をしなかったとはいえない。以上によれば、本件遺言を取り消すことは相当ではない。」

【裁判例二】 仙台高裁令和二年六月二一日決定（令和二年（ラ）第一七号負担付遺言取消し申立の審判に対する即時抗告事件） 判例時報二五〇三号一四頁、家庭の法と裁判三五号一二七頁——取消、申立て却下（確定）

【事実】 遺言者Aは、昭和三四年一月二六日、B（昭和五年生）と婚姻し、同人との間に、長男Z（原審利害関係参加人、抗告人）、二男であるX（原審申立人）をそれぞれもうけた。

Xは、平成一四年一二月頃から統合失調症を発症し、入院中であつた平成一七年五月二七日に障害等級二級の障害者手帳の交付け、障害基礎・厚生年金（以下「障害基礎年金」という。）が支給されるようになったので、それまで受けていた生活保護は打ち切られた。その後Xには、発症日に遡って過去五年分の障害基礎年金約八六五万円が支給されたので、Xは、平成二二年に退院した後は、これによって形成された預金から、アパート

を借りるための費用や家具や電化製品などを揃えるための費用を捻出して、民間アパートCを借りて独居し、年額一五五万円余りの障害基礎年金で賄えない生活費については残った預金を取り崩しながら生活していた。

Aは、平成二五年頃、預金が底をついたXから生活の援助を求められるようになり、Xの病状や生活状況等を考え、毎月三万円（但し、医療費や電気製品等の買い替えなどが必要な場合には別途加算する）を送金するなどしてXへの経済的な援助を継続的に行った。Xは、同年六月、アパートの家賃の支払いができなくなり、D住宅に転居した。この間、定期的に精神科に通院し、投薬治療を受けるほか、症状が悪化したときは入院して治療を受けてきたが、病的体験に影響されやすく、日常生活における多くの部分で援助が必要な状態が続いてきている。

Aは、平成二六年一〇月一日、本件遺言の作成を公証人に囑託した。本件遺言の内容は「第一条 Aは、Aの有する一切の財産を、Aの長男Z（昭和三五年生）に相続させる。

二 前項の相続の負担として、前記のZは、Aの二男Xの生活を援助するものとする。（第二条は遺言執行者の指定、第三条は祭祀承継者の指定であるので省略する。―筆者注）」「付言 私の相続人らは、この遺言に従い、遺留分の減殺をすることなく、お互いに助け合うようにしてください」というものであった。

Aは、平成二八年夏頃、Zに対し、自己に代わって送金するよう指示し、ZはXに対し、平成二九年四月まで、最低でも三万円を送金した。Aは、平成二九年に死亡し、相続が開始した。Aの相続人は、妻B、Z、Xの三名である。Zは、A死亡後は、同年三月及び四月まで月額三万円を送金したが、その後送金しなかった。

そこで、Xは、Zに対し、Zは本件遺言によって「Xの生活を援助する」義務を負ったのに負担した義務を履行しないため、平成三〇年二月二四日に履行を催告したが、相当期間が経過しても履行がないことを理由に、本件遺言の取消しを求めて、福島家庭裁判所いわき支部に本件申立てをした。

これに対して、Zは、平成二九年六月二十五日付の書面をもって月額三万円の送金については、Aの意思を尊

重したものであるが努力義務であって、送金の有無や金額の決定はZにおいて行うつもりであること。平成二九年五月九日に執り行われた叔父の告別式にXが参列したことから（Xによれば、式場の控室に到着したものの結果的には参列していないとされている）、Xには新幹線代や駅から式場までの往復のタクシー代を負担するだけの経済的余裕があるとの考えで送金を停止した、節度ある支出に留めればXは年金の範囲内で生活が十分可能であると認識していたとことが伝えられているし、裁判所において、本件遺言の義務の文言が抽象的で解釈が必ずしも容易でないこと、義務の内容が定まれば履行する意思があることが表明されているとのことである。

原審（福島家裁いわき支部）は、本件遺言を取り消した。「負担付遺贈については、催告後、相当期間内に履行がないときは、家庭裁判所に取り消し請求をすることが認められているところ（民法一〇二七条）、本件遺言の第一条は、負担付相続させる旨の遺言である。……『相続させる旨の遺言』は、遺産分割方法の指定であるものの、その権利移転効果は遺贈に類似するものといえるから、遺言者の意思を推測すれば、同条の準用を認めるべきである。……負担の内容は、履行・不履行の判定ができる程度に客観的に特定可能なものであることを要するものであるが、……認定した事実によれば、遺言者は、その生前から、Xに対し、最低でも月額三万円を送金していたのであって、本件遺言第一条にいう生活の援助とは、遺言者が生前からXにしていた金銭的な援助としての送金を指すというべきである。

このことは、本件遺言の付言として遺言者がXを含む相続人らに対して遺留分減殺請求という財産的な請求をしないように求めていたところからも明らかであるといえる（し、）……遺言者の遺産には、年額一三〇万円程度の不動産の所得が見込まれる賃貸物件が含まれており、相続開始直前に遺言者の預貯金が少なくとも一八〇〇万円以上あったと認められる……ことと、Bが高齢で病弱であって、遺留分減殺請求権を行使する現実的な可能性が低く、いずれはさらに相続が発生することが見込まれたことなどに照らせば、遺言者としては、全

ての遺産を相続させる代わりに、Xの存命中は少なくとも月額三万円（年額三十六万円）の経済的な援助をXにすることを法律上の義務としてZに負担させる意思であったと認められる。「にもかかわらず、」……ZはXからの催告後、相当期間内に本件遺言の定める義務の履行をしなかったと認められるから、本件申立ては理由がある」というのである。

Zが原審判の取り消しを求めて即時抗告した。

「決定理由」「負担付遺贈については、催告後、相当期間内に履行がないときは、家庭裁判所に取り消し請求をすることが認められているところ（民法一〇二七条）、本件遺言は、負担付の「相続させる」旨の遺言であり、遺産分割方法の指定をしたもので遺贈とは異なるものの、その権利移転の効果は遺贈に類似するものであるし、遺言者の意思からすれば同条の類推適用を認めるべきである。

また、負担の内容は、法律上の義務たり得るものであれば足りるところ、上記のとおり、遺言者は、平成二五年頃から、疾病の影響等もあって、障害基礎年金だけで生活していくことが難しいXに対し、最低でも月額三万円を送金してきているものであり、統合失調症で稼働することができないXに対しまとまった預金などを相続させることもできなかったが、Xには自己の財産を管理する能力が十分ではなく、疾病等の影響で浪費してしまうおそれもなくはないため、全ての財産をYに相続させる代わりに、Xの存命中は少なくとも月額三万円（年額三十六万円）の経済的な援助を法律上の義務としてXに負担させるというのが遺言者の意思であったと考えられる。……Zは、平成二九年五月以降、月額三万円の経済的援助の履行をしていないものの、本件遺言の定める負担である『原審申立人の生活を援助する』ことの内容が、法的拘束力を有するものとはいえず、必ずしも十分に明らかとはいえないし、ZとXは余り交流もなく、ZにはXの病状や収支の状況を十分に把握する術もなく、また、生活の援助を要する状態にあるか否かの判断にも困難な面があったこと、Zは、経済的援助

の支払いを拒絶しているわけではなく、一定の経済的援助の支払いを命じられた場合には支払う意思があることを本件申立てがされた直後から表明しており、原審においては、Z又はXのどちらかが死亡した日の属する月まで、毎月末日限り月額三万円を支払うか、Xに対し遺留分相当額七〇五万円を支払うという和解の提案をしていたが、Xが遺留分を含む解決金として二七〇〇万円の支払いを求めたため、話し合いによる解決が図れず、審判がされた経緯も認められる。

以上によれば、Zが遺言者の遺産をすべて取得しながら、Xに対し本件遺言で負担すべきものとされた『生活を援助する』ための月額三万円の経済的援助の支払いをしていないことは看過できず、速やかにその支払いをすべきである。Xは、年額にすると一五五万円余りの年金を受給しているが、G住宅の家賃や光熱費のほか、自炊ができないため宅配弁当や外食に頼らざるを得ず、また、疾患の影響で大量のミネラルウォーターを消費してしまつたため、食費を節約することができない上、統合失調症の他にも持病があり医療費も月に二万円程度かかるため、毎月の支出が一五万円から一七万円になり、不足分を知人などから借り入れをしており、電化製品が故障した場合など臨時の出費を要する場合には全く対応できず、平成三〇年四月から経済的な事情等もあって入院していることから、このような生活の援助を必要としている。

しかし、ZがXの生活を援助するための負担として、平成二九年五月以降毎月三万円（本決定前の令和二年五月まで合計百十一万円）の支払いをしていないことは、本件遺言に定める負担を履行していないものとはいえるが、Zには、負担の内容が具体的に示されればこれを完全に履行する意思もあり、本件遺言の抽象的文言からは、負担についての遺言者の意思解釈が必ずしも容易ではないことも考えると、現時点で、Zがその履行をしていないことについては、その責に帰することができないやむを得ない事情があるといえる。

遺言者は、長年に渡り闘病生活を送ってきたXの財産管理能力に疑念を抱き、Xの生活を必要に応じて援助し

なければならぬが、一度に多額の現金を取得するなどした場合には、浪費するなどして困窮したり、ZやEに扶養料を請求したりする事態になることを回避すべく、本件遺言をしたものと推認されるものであり、そのような遺言者の意思に鑑みても、Zに負担の不履行があるとして、今直ちに本件遺言を取り消すことが遺言者の意思に適うものとは認められない。」

三 「相続させる」旨の遺言（特定財産承継遺言）の性質

【裁判例一】においては、遺言者A及びその妻Bが後事を託すつもりもあって二女X夫婦とともに始めた同居生活がうまくゆかなくなり絶縁状態になってしまったのをきっかけとして、Aが死亡したら一人残されることになるBの生活への配慮から、もう一人の子である長女Cに期待することとし、Cの家族が居住不動産においてBと同居しその生活の面倒を生涯にわたってみてくれるのであれば、その代わりに、本件居住不動産上のAの持分をCに相続により取得させる意思で、Aは本件「相続させる」旨の遺言をしたようである。【裁判例二】はもともと切実で、遺言者Aが本件遺言をしたのは、二男Xの生存を維持するための配慮である。Xは、疾病の影響等もあって、働くことができないし、財産を管理する能力も不十分で、障害基礎年金を受給しているが生活していくことが難しい状況にある。纏まったお金を渡しても浪費してしまい生活が成り立たなくなる恐れがあるため、Aは必要に応じて増額することもあるが最低でも月額三万円を送金して扶養を続けており、自分の死後のXへの終生の扶養の継続を長男Zに託することとし、その代わりにすべての遺産を、Aの相続においてZに取得させる意思で、「相続させる」旨の公正証書の遺言書を作成したようである。

このような遺言者の意思を実現するために、民法がその制定当時より用意しているのは負担付遺贈遺言

（二〇〇二条、一〇〇三条。なお、一〇二七条）であるが、従来の学説も裁判実務の多くも、特定の相続人に対して特定の相続財産を取得させる旨の遺言を遺贈遺言と解することには消極的で、この種の遺言は遺産分割方法を指定した遺言であり、特定の財産の価額が当該相続人の法定相続分の価額を上回る場合には相続分の変更も指定されたものと解する方向にあった³⁾。

また、これを遺贈と解する場合には、不動産登記をする際の免許登録税の税率が、登録免許税法の改正によって二〇〇三年四月から遺贈の場合の税率が低減され相続と同じになるまでは、相続一〇〇〇分の六に比べると高額の一〇〇〇分の二五であったし、二〇一二年年の不動産登記法（六三条二項）の改正により単独申請ができるようになるまでは、移転登記の手続も受遺者である相続人との遺贈義務者である他の相続人との共同申請が必要であったから、遺贈義務者が申請に応じなければ、これを争って判決をえなければならなかった。

このような状況の中で、公証実務が作り出し、最高裁判平成三年四月一九日判決（民集四五巻四号四七七頁）において公認・理論形成され、その後の判例によって理論の拡充がなされたのが、特定の相続財産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言である。

そこでまず、「相続させる」旨の遺言の性質についての議論を整理しておこう。

最高裁の判示するところによれば、特定の相続財産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言は、これを遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺産分割方法指定の性質を有し、被相続人によって分割方法の指定がなされた以上、これと異なる遺産分割の協議も、審判もはやなしえないのであるから、遺産の一部分割と同様の遺産の承継関係（↓遺産分割の効果（権利移転の効果）を生じることになり、遺産分割を介することなく、相続開始の時から直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される。そして、特定の相続人に遺産全部を指定して相続させるとした遺言も同様の効果が生じるというのである。そしてこれは平成三〇年の民法改正において制度

化された被相続人（遺言者）が行う特定相続人への相続による遺産の直接承継方法である。⁴

すなわち、最高裁判平成三年四月一九日前掲判決は、「遺言書において特定の遺産を特定の相続人に『相続させる』趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、当該相続人も当該遺産を他の共同相続人と共にではあるが当然相続する地位にあることにかんがみれば、遺言者の意思は、右の各般の事情を配慮して、当該遺産を当該相続人をして、他の共同相続人と共にではなくして、単独で相続させようとする趣旨のものとして解するのが当然の合理的な意思解釈といふべきであり、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺贈と解すべきではない。そして……右の『相続させる』趣旨の遺言は正に同条〔民法九〇八条〕にいう遺産の分割の方法を定めた遺言であり、他の共同相続人も右の遺言に拘束され、これと異なる遺産分割の協議、更には審判もなしえないのであるから、このような遺言にあつては、遺言者の意思に合致するものとして、遺産の一部である当該遺産を当該相続人に帰属させる遺産の一部の分割がなされたのと同様の遺産の承継関係を生ぜしめるものであり、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである。そしてその場合、遺産分割の協議又は審判においては、当該遺産の承継を参酌して残余の分割がされることはいうまでもないとしても、当該遺産については、右の協議又は審判を経る余地はないものといふべきである」と判示した。⁵

特定の相続財産の価額がそれを相続させるとした特定の相続人の法定相続分の割合を超える指定がなされた遺言は、最高裁判平成一四年六月一〇日判決（家月五五卷一七七七頁）に、また、相続財産全部を特定の相続人に相続させる旨の遺言は最高裁判平成二一年三月二四日判決（民集六三卷三三〇四二七頁）⁶にそれぞれ登場するが、最高裁は、いずれも最高裁判平成三年四月一九日前掲判決を引用してはいるが、特定の相続人の法定相続分の割合を超

える相続財産を相続させるとした遺言の性質について詳しい説示は特にしていない。ただ、後者の最高裁判平成二一年三月二四日判決については、上告棄却の結論によって是認した以下の原審の判断があり、判例理論の理解に大いに参考になる。

原審は、最高裁判平成三年四月一九日前掲判決の判断を引用しながら、本件のような「遺産全部について『相続させる』趣旨の遺言をした場合でも同様に解すべきであつて、この場合は法定相続分を超える遺産を相続させることになるから、遺産分割方法が指定されたとともに相続分が指定されたものと解すべきである。そうすると、……本件遺言は、Yの相続分を全部と指定し、その遺産分割の方法の指定として遺産全部の権利をYに移転したものであつて、その結果、遺産全部の権利はA死亡の時に直ちにYに承継されたものとみとめられる」と判示していたのである。最高裁判平成三年四月一九日前掲判決においては、遺産全部を相続させるとした場合も含めて、相続させるとした特定の遺産の価額が受益者である特定相続人の法定相続分を超える遺言の性質についての詳しい言及はない。けれども、同判決は、相続させるとした相続財産の価額が受益者である特定相続人の法定相続分を超えていると思われる事案であることもあつて、最高裁は、相続させるとした遺産は遺産分割を経る余地はないとした前記判示部分に続いて、「もつともそのような場合においても、当該特定の相続人はなお相続の放棄の自由を有するのであるから、その者が所定の相続の放棄をしたときは、さかのほつて当該遺産がその者に相続されなかつたことになるのはもちろんであり、また、場合によつては、他の相続人の遺留分減殺請求権（民法改正後は、遺留分侵害額請求権―筆者注記）の行使を妨げるものではない」（傍点筆者）と判示しているから、すでに、最高裁判平成三年四月一九日前掲判決において、遺産全部を特定の相続人に相続させると遺言した場合も含めて、受益者である特定相続人の法定相続分を超える相続財産を相続させるとした場合には、相続分の変更を伴う遺産分割方法が指定されたものとの理解がなされていたようである。⁷⁾

そしてこの判例法理は、平成三〇年（二〇一八年）の民法改正法において制度化され、「相続させる」旨の遺言のうちの、遺産分割方法の指定として特定の財産の直接承継が定められたと解釈される遺言については、遺贈遺言と区別され、「特定財産承継遺言」として民法一〇一四条、一〇四六条、一〇四七条に明記されているし、民法八九九条の二及び一〇三七条も適用されることとされているのである。⁽⁸⁾

他方、学説においては、「相続させる」旨の遺言はこれを遺贈と解すべきだとする主張が民法改正前からあった⁽⁹⁾、民法改正後も、特定財産承継遺言を遺贈と解すべきだとする学説がなお有力であるといわれる。⁽¹⁰⁾ また、相続財産の一定割合ないし全てを相続させる旨の遺言は、「相続分の指定」遺言であって、その効果において違いないけれども、「特定財産承継遺言」と解すべきではないとの主張もある。⁽¹¹⁾

- (3) 我妻栄＝唄孝一『判例コンメンタールⅧ相続法』一〇〇頁 日本評論社 一九六六年、中川善之助＝泉久雄『相続法〔第四版〕』二五三頁以下 有斐閣 二〇〇〇年、有地亨『新版家族法概論〔補訂版〕』四〇六頁 法律文化社 二〇〇五年、東京高昭和判四五年三月三日高民集二三卷二号一三五頁、東京高判昭和六〇年八月二七日家月三八卷五号五九頁、札幌高決昭和六一年三月一七家月三八卷八号六七頁。反対、伊藤昌司『「相続させる」遺言は遺贈と異なる財産処分であるか』法政研究第五七巻四号一六七頁以下 一九九一年、同『相続法』一二四頁以下 有斐閣 二〇〇二年。

(4) 潮見・前掲書三六五頁参照。

- (5) 本判決については、塩月秀平最高裁判調査官の「解説」『最高裁判所判例解説 民事篇 平成三年度』二二二頁以下 法曹会 一九九四年がある。

(6) 最高裁判平成二一年三月二四日判決は、特定相続人に対して遺産をすべて相続させる旨の遺言がなされた場合には、特段の事情がない限り、当該特定相続人が遺産債務もすべて承継したと解すべきであるから、遺留分権利者が遺留分侵害

額を算定するにあたって、遺留分権利者の法定相続分に応じた遺産債務があるとしてその額を遺留分の額に加算することは許されないと判示して上告を棄却した判断である。本判決については、高橋讓調査官の「解説」『最高裁判所判例解説 民事篇 平成二二年度（上）』一二五頁以下、法曹会 二〇二二年がある。

(7) 潮見・前掲書三五八頁、三六〇頁。なお、同書三六四頁以下参照。

(8) 水野謙「相続させる旨の遺言と相続法改正」ジュリスト一五三五号六七頁 二〇一九年、なお、潮見・前掲書三六四頁以下参照。

(9) 伊藤・前掲論文二六七頁以下、同「相続法」一二四頁以下 有斐閣 二〇〇二年。

(10) 内田貴「民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続」四八五頁以下 東京大学出版会 二〇〇四年。

(11) 潮見・前掲書三五六頁参照。

(12) 二宮周平『家族法〔第五版〕』四六二頁 新世社 二〇一九年。「相続分の指定」は、民法一〇四六条一項括弧内に表記されている。

四 負担付遺贈の取消し規定の「相続させる」旨の遺言への類推適用の可否

さて、【裁判例一】【裁判例二】ともに「相続させる」旨の遺言にも負担付遺贈の取消について定める民法一〇二七条が類推適用されるものとして遺言の取消が申し立てられているのであるが、「相続させる」旨の遺言に、遺贈の場合と同様に、負担を付することができるのであろうか。

【裁判例一】は特に理由を付することなくこれを認めて遺言取消の可否を検討しているが、【裁判例二】は、「本件遺言は、負担付の『相続させる』旨の遺言であり、遺産分割方法の指定をしたもので遺贈とは異なるものの、

その権利移転の効果は遺贈に類似するものであるし、遺言者の意思からすれば同条の類推適用を認めるべきである」と説いている。

学説においては、すでにこの問題を肯定的に論じてきた論者がいくつもあり、「相続させる」旨の遺言に負担を付することができるかと解するのが多数学説であるといわれている¹⁴。ただし、「相続させる」旨の遺言に負担が付されている場合については少なくとも、相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定遺言と解するのではなく、これを負担付遺贈と解するべきだとする主張も有力であるように思われる¹⁵。

「相続させる」旨の遺言は、相続による承継ではあるけれども、その実質が遺贈であると解するのであれば、遺贈に準ずる遺言者の財産処分として、特定遺産を対象とする「相続させる」旨の遺言および遺産をすべて「相続させる」旨の遺言のいずれについても負担を付することは可能であり、遺言に付した負担に不履行があり、負担が履行されなければ遺言者は「相続させる」旨の遺言により相続財産を取得させなかったであろうと判断される場合には、遺言の取消を認めるために民法一〇二七条の準用を認めることについて特に異論はなからう。他方、「相続させる」旨の遺言の性質が、遺産分割方法の指定であり遺贈とは異なることについて特に異論はなからう。他方、**【裁判例二】**において仙台高裁が判示するように、最高裁平成三年四月一九日前掲判決が遺産分割方法の指定に付与した遺産分割の効果（権利移転の効果）に着目すれば、その効果が遺贈と類似することを理由に、遺贈の場合と同様に、「相続させる」旨の遺言にも負担を付することができるし、付された負担の不履行があり遺言を取り消す場合には民法一〇二七条の類推適用が認められると解してもよいようには思われる。そう解することによって、遺言取消の可能性を用意しておけば、特に**【裁判例一】****【裁判例二】**のように強制履行が難しい負担の不履行が問題となったときに遺言者の意思尊重実現に資することになるとはいえる¹⁶。

ただ、そう解する場合には確認しておきたいことが二つある。一つは、**【裁判例二】**で問題となった遺産をす

べて「相続させる」旨の遺産分割方法の指定遺言に負担を付することができるのかどうかである。そしてもう一つは、【裁判例一】【裁判例二】ともに共通するが、遺産分割協議は協議の際に付された債務の不履行を理由に解除できないとした最高裁判平成元年二月九日判決（民集四三卷二号一頁）⁽¹⁷⁾における遺産分割の性質に関する理解との整合性をどう考えるかである。

まず、最高裁の考えによれば、遺言者が特定相続人に遺産をすべて相続させると遺言した場合は、受益者である特定相続人の相続分を全部と指定し、特定相続人の相続分を全部とする遺産分割の方法の指定があるため、当該特定相続人に遺産全部の権利を承継させることになることのようにあるが、他に共同相続人があるのに特定相続人についてのみ相続分を一〇〇パーセントと指定した場合には、全ての遺産を当該特定相続人が相続することになって、もはやほかに遺産分割する財産は存在しないから、遺産分割は行われぬことになるはずである⁽¹⁸⁾。遺産分割が行われぬことになるのに、遺産分割方法の指定をすることはあり得ないし、遺産分割方法の指定がありえない以上、遺産分割方法の指定に付与された遺産分割の効果（権利移転の効果）も生じないことになるはずであるから、権利移転の効果を生じない遺言に負担を付することはできないのではないかという疑問がないわけではなからう。

これに対しては、相続人は遺産分割によって相続財産を相続開始の時に遡って取得することになるのであり、相続分の指定も遺産分割方法の指定も遺産分割が行われることを前提とした制度である以上、たとえ共同相続人の一人の相続分を一〇〇パーセントと指定した場合でも、当該共同相続人の一人の相続分を一〇〇パーセントにするという相続分の変更とともに当該相続人に遺産全てを取得させるという遺産分割方法を指定した遺産分割が行われたことになるから権利移転の効果を伴う遺言といえるのだと説明することができると思う。また、最高裁判平成八年一月二六日判決（民集五〇卷一号一三二頁）が「遺言者の財産全部についての包括遺贈は、遺贈の対象

となる財産を個々に掲記する代わりにこれを包括的に表示する実質を有するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではない」と判示した包括遺贈の性質に関する構成と同様に、遺産をすべて「相続させる」旨の遺言は、遺産分割の効果（＝権利移転の効果）を生じさせることのできる特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言が集合・集積したものであるとの説明をすることもできると思う。そう考えてよかつたであらうか。

次に、遺産分割協議の債務不履行を理由とする解除を否定した最高裁判平成元年二月九日前掲判決との関係である。近時の学説の多くはこの問題を肯定する方向にあるといわれているが、²⁰最高裁は、同判決において、負担の不履行を理由に遺産分割協議を解除することはできないとした判断の理由として、「遡及効を有する遺産の再分割を余儀なくされ、法的安定性が著しく害されることになる」こととともに、遺産分割の性質にも言及し「遺産分割はその性質上協議の成立とともに終了し、その後は右協議において右債務を負担した相続人とその債務を取得した相続人間の債権債務関係が残るだけと解」すべきであるから解除になじまないといっている。遺産分割協議は、分割そのものを目的とするものであり、協議の成立（分割の効力発生）とともにその目的を達して終了してしまうから、遺産分割の方法として協議の中で設定された共同相続人間の債権債務関係は、それだけが別に残ってしまうというのである。そうだとすると、遺産分割方法の指定の性質を有する「相続させる」旨の遺言がなされた場合も、遺言が効力を生じて遺産分割の効果が生じると、遺産分割や遺産分割方法の指定もその役割を終えて消滅してしまい、付加した債務の負担だけが残るということになるのではないだろうか。そうすると負担は附款であるが、²¹負担付贈与にせよ、負担付遺贈にせよその不履行があった場合には、本体である財産処分行為を取り消すことができるはずなのに、権利移転の効果が生じる遺産分割方法の指定の場合には、本体がなくなってしまうので、負担だけが宙に浮いていることになるのではないかということが気になるのである。

これに対しては、どのように答えたらよいのであろうか。それでも遺言者が遺産分割方法を指定して、それによって生ずる遺産分割の効果として特定相続人が遺産を取得するという権利移転の効果が、遡及効を伴う相続による承継であるとはいえ、遺言者の意思による財産処分である遺贈と類似するから、その点に着目すれば、遺産分割方法の指定の性質を有する「相続させる」旨の遺言にも負担を付することができるし、負担の不履行が著しく負担を履行しなければ遺産分割方法の指定をしなかったであろうと判断できる場合には、負担付遺贈の取消を定める民法一〇二七条の類推適用が可能であるという説明をすることになるのであろうか。

私は、右最高裁の判断を前提とする限り、「相続させる」旨の遺言に負担が付されている場合には、これを遺産分割の効果が生じる遺産分割方法の指定遺言と解するのではなく、遺贈遺言であると解釈すべきであり、ことに【裁判例二】については、最高裁判平成三年四月一九日前掲判決のいう遺贈と解すべき特段の事情がある場合と考えて、これを負担付遺贈と解すべきではなかったかと思う。「相続させる」旨の遺言に特段の事情があるとして遺贈と解することができるのは、「相続させる」旨の遺言を遺贈として行うことが遺言において明示されており、しかも、遺言者が遺贈に関する規律に服させる趣旨の下でこの言葉を用いていた場合であるといわれているから、⁽²³⁾本件はその典型的な場合に当たるとはいえない事案ではある。けれども、【裁判例二】において遺言者は、疾病の影響等もあって働くことができず、財産管理も不十分で、まとまったお金を得ても浪費してしまい、年金生活も困難なXに、自分の死後も継続的な経済支援が可能となるよう、そして遺産内容がその支援に耐えうることも考慮したうえで、Zに遺産全てを取得させる代わりに、Xへの支援を託そうとしたようであり、Xへの配慮のことを考えると、Zが相続を放棄しても全遺産を取得させてXへの金銭給付（扶養）の継続を望んでいたのではないかと思われるのである。

すでに、前述したように遺贈の登録免許税の税率も相続と同率となり、相続人に対する遺贈であれば受遺者単

独での登記が可能となっている今日、少なくともこの場合には遺言の性質を負担付遺贈と解することをためらう必要はないと私には思われる。

- (13) 島津一郎「分割方法指定遺言の性質と効力―いわゆる『相続させる遺言』について―」判例時報一三七四号八頁以下 一九九一年、西口元「相続させる」遺言の効力をめぐる諸問題」判例タイムズ八二二号五二頁以下、松尾・前掲論文四七三頁、北野俊光「相続させる」旨の遺言の実務上の問題点」久貴忠彦編『遺言と遺留分第一巻遺言』【第二版】一八四頁以下 日本評論社 二〇一一年、潮見・前掲書六〇一頁。なお、今回は参照できなかったが、松尾教授が、前掲「判批」民商法雑誌一五八巻六号一四三頁において、燕山巖他『遺言法体系1（補訂版）』四三六頁以下 慈学社 二〇一五年をあげておられる。
- (14) 松尾・前掲「判批」民商法雑誌一五八巻六号一四二頁以下。
- (15) 潮見・前掲書五八九頁、内田・前掲書五〇三頁、窪田充見『家族法 民法を学ぶ第三版』四八〇頁 有斐閣 二〇一七年。
- (16) 中川善之助Ⅱ加藤永一編『新版注釈民法（28） 相続（3） 遺言・遺留分』四三〇頁（上野雅和）有斐閣 二〇〇二年。
- (17) 本判決については、河野信夫調査官の「解説」『最高裁判所判例解説 民事編 平成元年度』一頁以下 法曹会 一九九一年 がある。
- (18) 吉田克己「遺言による財産処分の方法・諸態様と遺産分割」岡部喜代子Ⅱ伊藤昌司編『新家族法実務体系4相続』【Ⅱ】遺言・遺留分」二四〇頁以下 新日本法規 二〇〇八年。
- (19) 水野謙「相続させる旨の遺言と相続法の改正」ジュリスト一五三五号六七頁参照。
- (20) 早川眞一郎「判批」法学教室二一〇号八二頁以下 一九八九年、佐藤義彦「遺産分割協議の解除の可否」判例タイムズ六八八号二六一頁以下 一九八九年、右近健男「判批」民商法雑誌一〇一卷五号六三頁以下 一九九〇年、河上正二「判批」法学協会雑誌一〇七巻六号一四八頁以下 一九九〇年。

(21) 上野・前掲書二七九頁。

(22) 潮見・前掲書六〇一頁。北野・前掲論文一八四頁以下は、一〇二七条の準用を肯定される。

(23) 潮見・前掲書三六三頁。なお、下級審判例ではあるが、大阪地判令和三年九月二九日判タ一四九九号一九五頁は、被相続人（遺言者）が相続人の一人に、他の相続人に対して代償金を支払う旨の負担を付して、土地の持分を「相続させる」旨の遺言を残したが、土地の持分の価額が代償金の額を下回っていたという事案において、民法一〇〇二条第一項の類推適用を認めたが、判決理由中に「被相続人が『相続させる』趣旨の遺言をしたにもかかわらず、特定の相続人が登記なしに第三者に対抗できず、所有権移転登記手続について相続人全員との共同申請が必要となる遺贈の趣旨であったと解すべき特段の事情については、単に負担付で『相続させる』趣旨の遺言をしたというだけでは足りない」と判示している。

五 負担としての「同居・生活の面倒」「生活の援助」と遺言取消の可否

最後に、負担とされた債務の内容と遺言取消の可否に関する判断について次の点を指摘しておこう。

まず、【裁判例一】において「相続させる」旨の遺言に付された負担の内容は、老母「B」とともに本件不動産に居住してその生活の面倒を生涯に亘り見なければならぬ」というものであった。老親と同居して生活の面倒をみるという負担の内容は、老親の生存にかかわることであるが、強制履行に親しまない内容の債務であるから、債務が履行されなければ、負担付遺贈取消の制度（民法一〇二七条）を利用して、債務者に催告して履行を促し、それでも債務の履行がなければ家庭裁判所に遺言の取消を請求するしかない。二女Xは、長女Cが、遺言に記載されている負担の内容であるBと同居するという債務を履行していないという理由で、本件遺言の取消を求めた

が、東京家裁立川支部はXの請求を却下した。Aが「本件負担を課して遺言者の妻との同居を求めた趣旨は、遺言者死亡後の遺言者の妻の生活を案じ、高齢である同人が安全快適に生活できるよう配慮したものと解される」が、CがBと同居していないのは、BがCからの同居の申し出を断り独居生活を望んだことによるもので、同居が実施されていないことにつきCに帰責事由があるわけではない。それどころか、Cは、Bからの生活援助の提案を受け入れて、Bの希望に応じた援助を誠実に実行して生活を支えており、同居はしていないが「本件遺言の趣旨に沿った行為はCによって誠実に実行されている」。Bは、そうした援助体制に満足し、C夫婦に感謝しているし、Cとの関係は良好で、将来、Bが独居生活困難となったときには、本件負担どおり、CがBと同居することが期待できる状況にある。さらに、Aは、Cが本件不動産を相続することを望んでいたが、Xが相続することとは望んでいなかった。それなのに、本件遺言を取り消して法定相続になると、Xがこれを取得する可能性を生じさせることになるから、遺言の取消しはAの遺志に反する結果を生じさせることになる。そのため、Cの負担の履行がなかったら、Aは本件遺言をしなかったとはいえないから遺言を取り消すべきではないというのである。

負担付遺贈の取消を家庭裁判所の裁量判断に委ねたのは、取消請求が、(1)受遺者が負担を履行しないこと、(2)相続人が相当の期間を定めて負担の履行を催告したと²⁴いう要件を充たしていても、負担付遺贈を取り消すとその遡及効によって、受益者が利益を受けられなくなるから、受益者の利益が不当に害されないか、その取消しが遺言者の意思に反することにならないかどうかを判断するためであるという。そのため、取消しを認めることにより、不当に受益者の利益を害する場合には、取消請求を却下することも考えられるといわれている²⁵。

本件においては、負担の内容である同居については、B本人がこれを望んでいないために実現してはいないけれども、Bが希望する通りの生活の援助をCから受けて、遺言の趣旨に沿った、そして本人も満足する安全快適な生活を営むことができているようであるし、将来必要が生じたときに同居することも期待できるとのことであ

る。また、家庭裁判所が実施した調査官調査の結果によってもBに心身の状態、生活の状況について特に問題はないようであるから、遺言を取り消さずそのまま遺言の効力を維持することがむしろBにとっては利益となるといえるようである。他方、遺言を取り消した場合には、審判の理由中に指摘のあるように、法定相続となると、XがBの生活の拠点である本件土地の取得を希望してくる可能性がないとはいえない。AとXとは、同居の失敗によって生じた諍いから絶縁状態にあり、AがXに本件土地を取得させたくないという意思は、遺言書付言事項記載のXには生前に各別の利益を与えており、Xは、同公正証書記載の遺言について不満を述べるような立場にはないので、万一にも相続に関する紛争を起こすようなことをしてはならない旨の文言からも明らかであるように思われるので、本件遺言を取り消すことはAの意思に反することとなるといえるであろう。Xの請求を却下したのは妥当な判断であったといえよう。

なお、受遺者が負担を履行しないことという要件については、平成二九年の民法（債権関係）の改正前は、負担を履行しないことについて受遺者の帰責事由を必要とするという学説が有力であった²⁶。負担の不履行を理由に遺贈の取消しが認められるのは、負担と遺贈との間に相関関係があることに基づくことから、債務不履行を理由とする契約解除と同様の制度であると解されてきたし、取消しには制裁としての要素があるからである²⁷。しかし、改正民法は、債務不履行を理由とする契約解除について債務者の帰責事由を要件としないことにしたから²⁷、これをそのまま受けいれるならば、負担付遺贈の取消しの場合にも負担の不履行に帰責事由を要しないことになる。今後は、負担不履行の帰責事由は家庭裁判所が取消しの可否を判断する場合に考慮する一事情にとどまることになり、負担の不履行に帰責事由がない場合でも取消が認められる場合もありうるということになる²⁸。

次に【裁判例二】で問題となった負担は、遺言者Aの長男乙が、二男Xの「生活を援助する」というものである。Aは、生前の平成二五年頃から、生活に困窮したXからの援助の求めに応じて毎月少なくとも三万円の送金援助

をしてきたし、本件遺言後ではあるが、平成二八年夏頃、AはZに自分に代わってXに送金するよう指示し、Xは実際にAが死亡する翌年の四月までの間送金をしてきたようであるから、Aにしてみれば、Zは負担の内容を十分理解しているものと思っていたのかもしれない。

しかし、本件遺言の文言それだけを見ると、その内容はあいまいで不明確である。どのようにして、どの程度の生活の援助をしたらよいのかは文言だけではわからない。それでも、負担の上限は、負担付で取得する財産の価額を超えることはないし（民法一〇〇二条第一項）、負担の不履行を理由に遺言処分を取消すかどうかは家庭裁判所の裁量判断にゆだねられているから、負担があいまいであっても本件事案において負担の内容を特定したように家庭裁判所による合目的な対応が期待できると思う。けれども、Aの死後に紛争を生じさせないためには、Aには、遺言の中で負担の内容を履行・不履行の判定ができる程度に客観的に特定可能な内容にしておくことが望まれたといえよう。¹⁰⁾ また、長男Zについても、もう少し積極的な対応が必要であったといえるのではないだろうか。Zは、負担の内容が明確になればその義務を履行する意思はあることを本件申立直後から表明しているのであるが、過去の三万円の送金はAの意思を尊重し努力義務の範囲で行ったもので、今後の送金の有無や金額はZが決定するといっていたという。仙台高裁は、認定事実をもとに「ZとXは余り交流もなく、ZにはXの病状や収支の状況を十分に把握する術もなく、また、生活の援助を要する状態にあるか否かの判断にも困難な面があった」ようである。Zは、負担の内容が明確になればその義務を履行する意思はあることを本件申立直後から表明しているが、問題が扶養の平面に置き換えてみると、扶養必要状態にあるXから扶養の請求を受けたときにZが扶養可能であれば扶養義務の履行期が到来することになるのであるから、¹¹⁾ Xから三万円の送金再開の請求を受けたときに、積極的に協議すべきであったように思われる。

Xは、Zからの送金がないのでZに義務の履行を求め、催告にも応じないので、本件遺言の取消しを求めた。

原審はZが負担する債務の内容を月額三万円の送金と特定しその不履行を理由に本件遺言を取消したが、仙台高裁は、原審判を取消してXの申立を却下した。

遺言を取消して遺産分割が行われることになると、Xは法定相続分に応じた相続財産を取得することになるであろうが、Xは、疾病、長年の闘病生活の影響等もあって、財産を管理する能力が不十分であるようで、障害基礎年金の未払い分として約八六五万円の支給を受けたが浪費してしまい生活に困窮したことがあるように、纏まったお金の取得は浪費による困窮を再度もたらしかねない。申立どおりに本件遺言を取り消すことは、受益者であるXに利益をもたらすどころか、逆に不利益となりかねず、かえってXの救済にはならないと思われる。Aは、Xの財産管理能力を疑問視したからこそ、纏まったお金を与える代わりに毎月最低でも三万円の送金は続けることとし、自分の死後もそれが継続されXの生存が維持されるよう強く望んでいたがゆえに、本件遺言書を作成して、ZにXに対する継続的な経済支援を託したものと思われるので、本件において遺言の取消しを認めることは、遺言者Aの意思に反する結果になるものと思われる。遺言の取消を認めなかったのは妥当な判断であるといえよう。

(24) 久保野・前掲書二八五頁。

(25) 我妻Ⅱ唄・前掲書三二〇頁、上野・前掲書四三三頁以下。

(26) 上野・前掲書四三二頁。

(27) 松岡久和Ⅱ松本恒雄Ⅱ鹿野菜穂子Ⅱ中井康之編『改正債権法コンメンタール』六四二頁（渡辺達徳）法律文化社
二〇一三年。

(28) 松尾教授が従前からそのことを指摘しておられる。松尾・前掲論文四七三頁。

(29) 久保野・前掲書二八五頁。なお、松川正毅『遺言医師の研究』一七二頁 成文堂 一九八三年参照。

(30) 松尾・前掲論文四七二頁以下参照。

(31) 泉久雄『親族法』三二六頁 有斐閣 一九九七年。

脱稿後、本稿の内容は、令和六年二月一日に開催された第十九回北九州家事事件研究会において報告させていただいた。

（本学名誉教授）

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. LI No. 3 / 4

March 2024

**Deux cases sur l'extension analogique de la disposition qui peut
annuler un legs avec charges**

ONO Noriaki